

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【184】
2. 日時：令和2年5月15日 13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、岸野主任安全審査官、  
羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官※、小野安全審査専門職※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 土木総括部長他9名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち耐震性に関する説明書について、令和2年5月14日、令和2年5月7日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【スクリーン室，取水路，補機冷却用海水取水路の耐震安全性評価】

- 地震時の基礎地盤の支持性能について、最大過剰間隙水圧比分布の時刻歴の状況変化等を踏まえて説明すること。
- 基礎地盤の支持性能の許容限界について、算出過程及び算出の考え方を詳細に説明すること。

【マンメイドロックの設計について】

- 屋外重要土木構造物はマンメイドロックのばらつきを考慮しない理由について、構造物の側方地盤との関係及び間接支持する耐震Sクラスの機器との関係を踏まえて説明すること。

【軽油タンク基礎の耐震安全性評価】

- Hirayama 式を適用する理由について、柏崎刈羽7号機の各杭基礎の相違を踏まえて説明すること。
- 杭頭部の照査について、杭頭接合の構造細目の関係から省略できるとする根拠及び適用性を説明すること。
- 検討結果に数値上の差が見られるものについて、判断上の解釈を含めて詳細に説明すること。

- 地盤改良体の滑動の評価については、水平変位、摩擦力等に基づく定量的な評価結果を説明すること。

【水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する検討について（屋外重要土木構造物）】

- 立孔構造物として6号機でなく7号機を選定する理由について、構造及び周辺地盤環境に大きな差異がないとする具体的な内容を説明すること。
- 立孔構造物の代表とする立孔②について、最大相対変位の算定用解析モデルを説明すること。
- 立孔②については鉄筋比が少ない理由を含めて代表部位としての選定根拠を説明すること。
- 鋼管杭基礎の代表構造物として、第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎よりも平面形状の辺長比が大きい第一ガスタービン発電機基礎を選定しない理由について説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他  
なし